

令和6年1月から産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

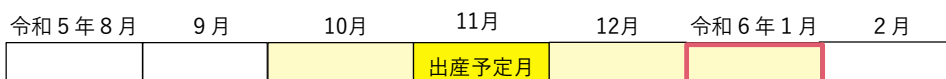
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分に係る保険税の所得割額と均等割額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納め過ぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書 ② 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証等) ③ 出産予定日又は出産日が確認できるもの(母子健康手帳(予定日の記載があるもの) ※出産後に届出を行う場合は出生証明書(出産日及び親子関係の記載があるもの)等)

※郵送による届出も可能です。その場合は、届出書に必要事項を記載の上、必要書類の写しを同封し届出先まで郵送してください。なお、届出書は市ホームページから印刷することができます。

届出先

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 新座市役所本庁舎1階

いきいき健康部国保年金課保険税賦課係 TEL 048-424-4867 (直通)

産前産後期間に係る保険税減額措置に関するQ&A

Q 1 世帯主（配偶者）が国民健康保険で、出産する方が社会保険の場合は対象になりますか？

A 1 今回の制度は出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象となりますので、世帯主（配偶者）が国民健康保険であっても、出産する方が社会保険の場合は対象になりません。なお、配偶者が社会保険で、出生（予定）する子が社会保険の扶養（予定）であっても、出産する方が国民健康保険の場合は対象になります。

Q 2 いつから届出ができますか？出産後でも届出することができますか？

A 2 出産日の6か月前から届出することができます。出産後でも届出することができます。出産前に届け出た場合は「出産予定日の属する月」、出産後に届け出た場合は「出産の日の属する月」を減額措置の起算日として保険税の減額する額を算出します。

Q 3 出産する被保険者等が減額対象期間の途中で転出等により異動する場合や減額対象期間が年度をまたぐ場合はどのようになりますか？

A 3 異動があった場合は、異動前後の保険者においてそれぞれ月割課税される月分の保険税額を減額します。年度をまたぐ場合は、それぞれ年度分の保険税から減額対象月分を月割課税し保険税額を減額します。

Q 4 低所得者軽減(7割・5割・2割)の適用がある場合はどのように均等割額が減額されますか？

A 4 低所得者軽減の適用がある場合には、軽減適用後の均等割保険税額のうち減額対象月の均等割保険税額を減額します。例えば、均等割保険税額が7割軽減されている場合は、残りの3割について減額対象月分の均等割保険税額を減額します。

Q 5 保険税を既に納付していますが、これから届出して産前産後期間分の保険税は還付されますか？

A 5 保険税を既に納付されている場合、産前産後期間分の減額される保険税額を算出し、納め過ぎになった保険税については還付されます。ただし、未納分がある場合は、充当されることがあります。